

北上市告示乙第127号

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

北上市長 八重樫 浩 文

1 施設の名称

- (1) 北上総合体育館
- (2) 北上第1運動場
- (3) 北上第2運動場
- (4) 北上第3運動場
- (5) 北上陸上競技場
- (6) 北上陸上補助競技場

2 指定管理者

北上市相去町高前檀27番地36

公益財団法人北上市スポーツ協会

会長 下瀬川 俊 一

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで